

S公務（他に分類されるものを除く）及びRサービス業（他に分類されないもの）のうち中分類 96 外国公務の生産物の扱いについて（案）

【S公務（他に分類されるものを除く）】

1 サービス分野の生産物分類における公務サービスに関する課題

サービス分野の生産物分類の検討では、J S I Cの大分類S公務は検討対象とはしていなかったが、第 14 回研究会において、J S I Cの大分類P医療、福祉に含まれる検疫所、保健所、福祉事務所、児童相談所等が提供するサービスについて、これを医療・福祉サービスと分類するのか、公務サービスとして分類するのかについて議論があった。

これについて、サービス分野の生産物分類では、当面の間、「保健所サービス」、「検疫サービス」、「福祉事務所サービス」、「児童相談所サービス」等の専ら公的機関のみが提供するサービスについては仮設定するものとし、これらを含む生産物分類における公務サービスの扱いについては、2019 年度以降に検討を行う J S I C大分類S公務の生産物の検討において議論することとされた。

「サービス分野の生産物分類」における専ら公的機関のみが提供するサービス					
サービス分野の生産物分類(2019年設定)					
暫定分類コード	分類項目名	説明・内容例示	大分類コード	大分類名	JSIC小分類
48900300	9	水運施設管理サービス	H	運輸業、郵便業	
48900303	9C	航路標識(灯台)サービス	H	運輸業、郵便業	489
48900600	9	航空施設管理サービス	H	運輸業、郵便業	
48900603	9C	航空管制サービス	H	運輸業、郵便業	489
84110300	9C	保健所サービス	P	医療、福祉	
84110303	9C	保健所サービス	P	医療、福祉	841
84900300	9C	検疫サービス	P	医療、福祉	
84900303	9C	検疫サービス(動物検疫・植物防疫サービスを除く)	P	医療、福祉	849
84900306	1C	動物検疫・植物防疫サービス	P	医療、福祉	849
85110300	9C	社会保険管理運営サービス	P	医療、福祉	
85110303	9C	社会保険管理運営サービス	P	医療、福祉	851
85210300	9C	福祉事務所サービス	P	医療、福祉	
85210303	9C	福祉事務所サービス	P	医療、福祉	852
85399900	2	その他の児童福祉サービス	P	医療、福祉	
85399903	2C	児童相談所サービス	P	医療、福祉	853
95900300	1C	家畜保健衛生所サービス	R	サービス業(他に分類されないもの)	
95900303	1C	家畜保健衛生所サービス	R	サービス業(他に分類されないもの)	959

2 JSIC、産業連関表、国際分類等における公務に関する分類項目の設定状況

(1) JSIC

JSICにおいて公務は、大分類S公務の下に中分類2（97 国家公務、98 地方公務）、小分類5（971 立法機関、972 司法機関、973 行政機関、981 都道府県機関、982 市町村機関）、細分類5（構成は小分類と同）で構成されている。

公務の範囲について、「国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署」としている。

なお、「主に権力によらない業務を行う事業所は、一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される」としている。（例：公営住宅、研究機関、学校、病院）

(2) 産業連関表

産業連関表における公務は、「公務」と「準公務」の2つに区分されており、品目において「中央」と「地方」に区分している。

「市場生産者」（「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であるもの）に格付けられなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「非市場生産者（対家計民間非営利団体（★））」に格付けされ、それ以外は「非市場生産者（一般政府（★★））」に格付けされている。「非市場生産者（一般政府（★★））」については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」の内訳区分を設定している。

(3) 国際生産物分類

ア NAPCS（北米生産物分類）

大分類87「行政サービス」の下の中分類、小分類、細分類、細々分類、三国間生産物とも、「行政サービス」という1つの分類のみ設定している。

イ CPA（欧州共同体活動別生産物分類）

大分類O「公務及び国防、強制社会保障事業」の下に中分類1、小分類3、細分類9、5桁分類10、6桁分類34を設定している。

5桁分類を示すと以下のとおり。

84.11.1 一般（総合）行政サービス

84.11.2 政府に対する支援サービス

84.12.1 医療、教育、文化サービス、その他の社会サービスの規制に関する行政サービス（社会保障除く）

84.13.1 行政による企業活動効率化のためのサービス

84.21.1 外交サービス

- 84.22.1 防衛サービス
- 84.23.1 司法及び裁判所によるサービス
- 84.24.1 治安維持及び安全に関するサービス
- 84.25.1 消防隊によるサービス
- 84.30.1 強制社会保障サービス

ウ CPC（中央生産物分類）

一部の分類構成や名称は異なるものの、概ねCPAと同じ構造となっている。

3 「公務サービス」の扱いについて

- 本分類は、用途の類似性による基準を指向した分類であるため、生産物を提供する事業所が公営か民営かを問わず、同じ用途の生産物は同一の項目に分類されることを基本としている。
- これを踏まえ、生産物分類における公務サービスは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が提供するサービスのうち、他に分類されないものとする。
- なお、サービス分野の生産物分類において仮設定している「専ら公的機関のみが提供するサービス」については、当面、原案どおり設定することとするが、2021年度以降のJSIC改定の検討状況を見ながら、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 「公務サービス」の分類構成については、NAPCS同様、統合分類及び詳細分類をそれぞれ1つ設定することとする（注）。

公務サービス
公務サービス

（注） CPA又はCPCのように、COFOGを参考としてより詳細な分類構造とすることも考えられるが、各府省庁及び地方自治体で行われている行政サービスを①「一般行政サービス」（企画立案、立法、法施行等）、②「医療、教育、文化、その他の社会サービスの規制に関する行政サービス」（医療機関、教育機関等への指導・監督等）、③「行政による企業活動効率化のためのサービス」（企業等への指導・監督等）などに区分することは困難であるため、採用しないこととした。

また、産業連関表では、公務部門を中央と地方に区分しているが、これは用途の違いというよりもサービスの提供者の違いと考えられることから、生産物分類では特に区分しないこととした。

【Rサービス業（他に分類されないもの）のうち中分類 96 外国公務】

サービス分野の生産物分類の検討において、Rサービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96 外国公務については検討対象から除外していた。このため、S公務の検討に際して、外国公務の生産物分類上の扱いについても整理する必要がある。

1 JSIC、産業連関表、国際分類等における公務に関する分類項目の設定状況

(1) JSIC

JSICにおいて外国公務は、大分類Rの下に中分類 1（96 外国公務）、小分類 2（961 外国公館、969 その他の外国公務）、細分類 2（構成は小分類と同）で構成されている。

961 外国公館には、日本国内に駐在する外国の大使館などの公館の事業所が含まれる。969 その他の外国公務には、日本国内に駐在する国際機関などの事業所が含まれる。

(2) 産業連関表

産業連関表では、作成上の地理的範囲の捉え方を「国内概念」としており、我が国に所在する外国政府の公館や外国の軍隊の活動は含まれないが、これらの事業所との取引は、国際収支統計に計上される在日米軍や在日公館の経費等を活用して推計されている。

(3) 国際生産物分類

ア NAPCS（北米生産物分類）

NAPCSでは、外国公務に関する生産物は特に設定されていない。

(注) 大分類 87「行政サービス」に外国公務が含まれる可能性はあるが、現時点で確認できていない。

イ CPA（欧州共同体活動別生産物分類）

大分類U「治外法権機関及び団体によるサービス」が設定されており、その下の中分類、小分類、細分類、5桁分類、6桁分類にも同名の分類が1つずつ設定されている。

ウ CPC（中央生産物分類）

大分類9「地域的、社会的及び個人的サービス」の中分類 99「治外法権を有する組織及び団体によるサービス」(注) が設定されており、小分類、細分類、細々分類にも同名の分類が1つずつ設定されている。

(注) CPA及びCPCとも原文の名称は「Services provided by extraterritorial organizations and bodies」である。

2 外国公務の扱いについて

外国公館や国際機関等の事業所は、SNA 及び産業連関表では地理的範囲の対象外として扱われ、また、経済センサスにおいても調査対象外とされているが、CPA 及び CPC では「治外法権機関及び団体によるサービス」等として設定されていることを踏まえ、我が国の生産物分類では、国際比較可能性を考慮し、以下のとおり、外国公務に係る生産物を設定する。

外国公務サービス
外国公務サービス

